

業 務 用 契 約
（ 選 択 約 款 ）

平成22年1月1日

埼 玉 ガ ス 株 式 会 社

業 務 用 契 約（選択約款）

1. 目 的

この選択約款は、業務用分野において給湯設備、厨房設備、空調設備等のガス利用設備を総合的にご使用いただくことにより、当社の供給設備の効率的使用を図り、もって当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款（以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「給湯設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水又は蒸気を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「厨房設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用する調理用機器をいいます。
- (3) 「空調設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5%といたします。
- (6) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 給湯設備、厨房設備、空調設備等のガス利用設備を使用すること。
- ② 年間10,000立方メートル以上を使用すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、

同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（（4）においても同様といたします。）。

- （4）当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- （5）当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- （6）この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又は供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。

6. 契約期間

契約期間は、以下のとおりといたします。

- （1）新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。
- （2）契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算日として12ヶ月目の月の検針日までといたします。
- （3）契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12ヶ月目の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料 金

- （1）当社は、別表の料金表を適用して、料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を算定いたします。
- （2）当社は、料金の支払いが、供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3%割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- （3）当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりいたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

10,040円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が16,060円以上となった場合は、16,060円といたします。

$$\text{平均原料価格} = \text{LNG平均価格} \times 0.27$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施時期

この選択約款は、平成22年1月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成21年12月31日まで旧選択約款の適用があり、平成22年1月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、平成22年1月1日が含まれる料金算定の早収料金は、次の算式により算定いたします。

早収料金

＝旧選択約款適用期間の早収料金＋この選択約款適用期間の早収料金
旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金× D_1/D ＋旧選択約款の単位料金× V_1

この選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝この選択約款の基本料金× D_2/D ＋この選択約款の基準単位料金× V_2

（備 考）

D ＝料金算定期間の日数（ただし、供給約款に定める22(6)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が24日以下又は36日以上となった場合は、基本料金按分の算定式の D を30日とします。）

D_1 ＝ D のうち平成21年12月31日までの期間に属する日数

D_2 ＝ D のうち平成22年1月1日以降の期間に属する日数

V ＝料金算定期間の使用量

V_1 ＝旧選択約款適用期間の使用量

＝ $V \times D_1/D$ （小数点以下の端数切り上げ）

V_2 ＝この選択約款適用期間の使用量

＝ $V - V_1$

（別 表）

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（2）基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約可能使用量を乗じた額といたします。

（3）従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたし

ます（小数点以下の端数切り捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１）定額基本料金

1ヶ月につき	21,000円
--------	---------

（２）流量基本料金

1立方メートルにつき	588円
------------	------

（３）基準単位料金

1立方メートルにつき	69.09円
------------	--------

（４）調整単位料金

（３）の基準単位料金をもとに９の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。